

# 宗像市景観計画

平成 26 年 7 月  
(平成 27 年 9 月変更)

福岡県宗像市

宗像に生まれて良かった

宗像に住んで良かった

宗像が好きだ

いつの時代にも、誰からも、そう思ってもらえるようなまちにしたい

宗像の歴史的風土に裏付けされた景観まちづくりは、

必ずやそのような心を育む大きな力となるでしょう

そして、いまを生きる私たちが

これまで受け継がれてきた宗像の景観を大切にしようとしていたことを

未来の人たちに伝えたい

そのための、景観計画

宗像が宗像であり続けるために

私たちはいま、その新たなスタートを切ったのです

さあ、みんなで宗像の景観を守り、育んでいこうではありませんか

平成26年7月

宗像市長 谷井 博 美



# — 目次 —

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| <b>第1章 景観計画の策定にあたって</b> .....                | 1  |
| 1. 景観計画の構成 .....                             | 1  |
| 2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係） .....                | 2  |
| <b>第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）</b> .....   | 3  |
| 1. 基本方針 .....                                | 3  |
| 2. 景観形成方針 .....                              | 4  |
| <b>第3章 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）</b> .....   | 27 |
| 1. 景観形成一般区域の行為の制限 .....                      | 27 |
| 2. 景観重点区域の行為の制限 .....                        | 28 |
| 3. 届出、認定、許可対象行為 .....                        | 32 |
| 4. 届出等手続きの流れ .....                           | 36 |
| <b>第4章 景観資源等の活用に関する事項</b> .....              | 38 |
| 1. 景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係） .....      | 38 |
| 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係） ..... | 39 |
| 3. 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ関係） .....       | 44 |
| <b>第5章 計画の推進体制</b> .....                     | 45 |
| 1. 推進組織の構築 .....                             | 45 |
| 2. 景観アドバイザー派遣制度の創設 .....                     | 45 |

# 第1章 景観計画の策定にあたって

## 1. 景観計画の構成

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定します。本市の景観まちづくりのあり方の骨格を示した「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めます。

### 宗像市景観まちづくりプラン（抜粋）

#### 第1章 景観まちづくりプランとは

##### ■景観まちづくりプラン・景観計画の期間

平成26～36年度（10年ごとに見直し）

#### 第2章 宗像市の景観特性と課題

##### ■本市の景観課題

- ① 地域特性を活かした景観の創出
- ② 地域間、要素間の景観のつながり
- ③ 良好な景観を守るための市民参画の仕組み

#### 第3章 景観まちづくりの方向性

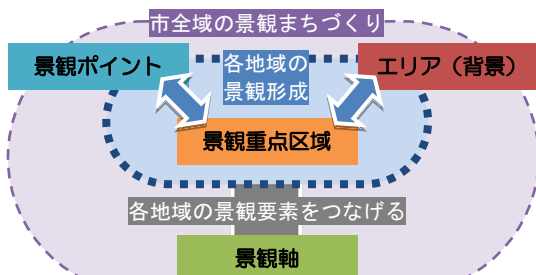
##### ■景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる  
「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

##### ■景観まちづくりの基本方針

- ① 地域特性に応じた景観まちづくり
- ② 「つながり」を大切に景観まちづくり
- ③ 市民が主体となった景観まちづくり

##### ■本市の景観の将来像



#### 第4章 景観まちづくりの推進

##### ■景観まちづくりの推進方策

- ① 景観まちづくり活動への支援及び連携
- ② 景観に関する情報提供・PR
- ③ 景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発
- ④ 景観まちづくりへの市民参画機会の提供
- ⑤ 産業振興と連携した景観まちづくり

### 宗像市景観計画（構成）

#### 第1章 景観計画の策定にあたって

- 景観計画の構成及び位置づけ
- 景観計画区域
  - 景観計画区域：市全域
  - 類型別の区域：8エリア・3軸
  - 景観重点区域：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」緩衝地帯

#### 第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 基本方針
- 8エリア・3軸・景観重点区域の景観形成方針

#### 第3章 行為の制限に関する事項

- 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準（建築物・工作物・開発行為等）
- 届出・認定・許可対象行為、手続きの流れ

#### 第4章 景観資源等の活用に関する事項

- 景観重要建造物・樹木に関する方針
- 景観重要公共施設に関する方針
- 屋外広告物に関する方針

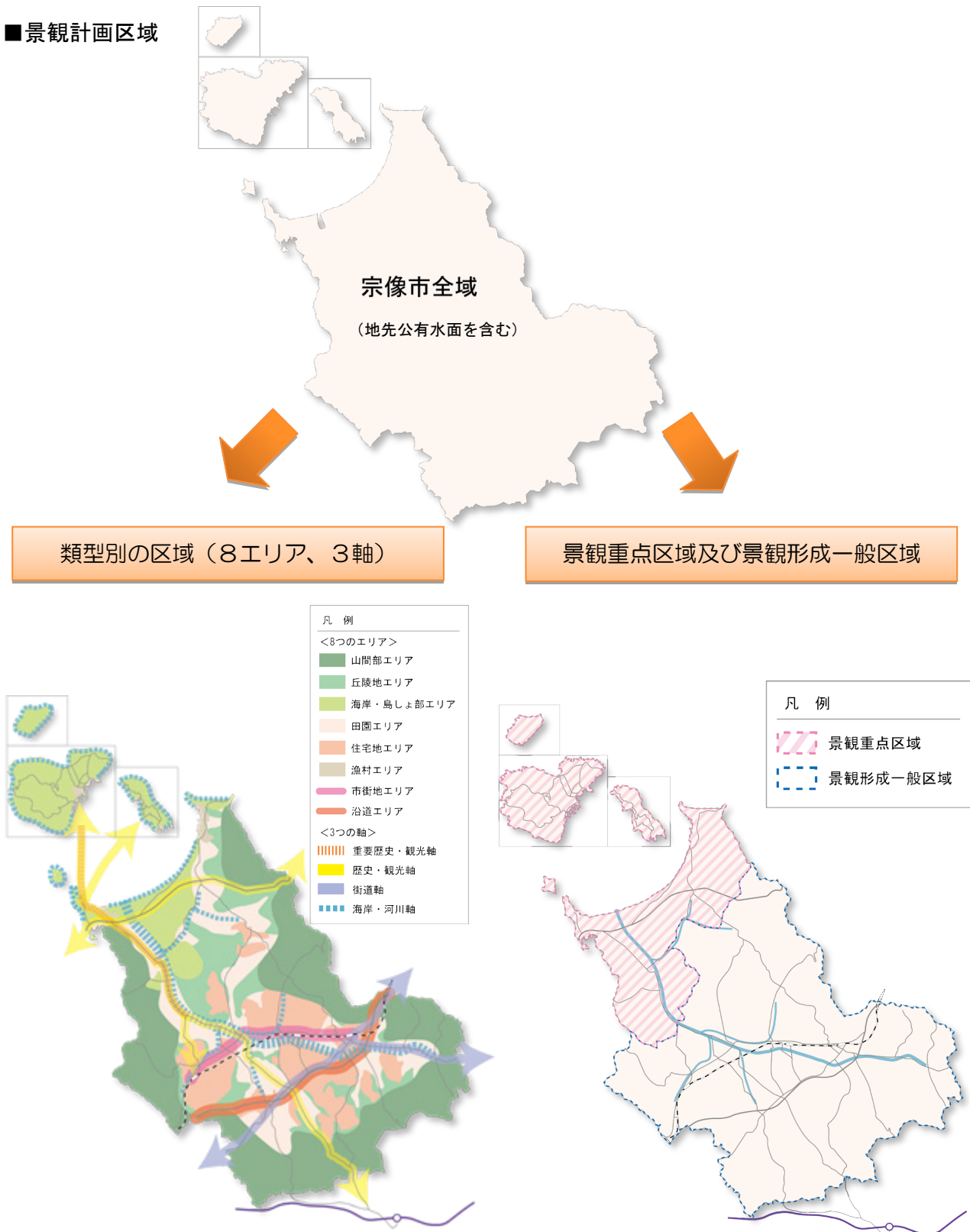
#### 第5章 計画の推進体制

- 推進組織の構築
- 景観アドバイザー派遣制度の創設

## 2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画区域は、本市の全域（地先公有水面を含む）とし、その全域において、「宗像市景観まちづくりプラン」で位置づけた8つのエリア（背景）と3つの景観軸を類型別の区域として設定します。さらに、景観計画区域のうち、本市の景観形成上特に重要な区域を景観重点区域とします。なお、景観重点区域以外の区域は景観形成一般区域とします。

### ■景観計画区域



## 第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

### 1. 基本方針

#### （1）歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成

宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮・沖津宮遙拝所）、鎮国寺などの神社仏閣や旧唐津街道をはじめ、長年にわたり本市で形成されてきた歴史・文化資源を保全するとともに、その景観価値が損なわれないよう、資源の周辺や沿道においても、景観に配慮した形態意匠となるように誘導します。

また、地域単位で歴史・文化資源を活かした景観づくりに取り組む際には、各地域の成り立ち、変遷にも目を向け、そのストーリーを踏まえた景観形成のルールづくりを行うとともに、みあれ祭や田熊山笠をはじめとした祭りや神社仏閣での各種行事など、地域文化として根付く文化的景観を今後も保全、継承し、地域の営みが息づく景観の形成に努めます。

#### （2）海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成

玄界灘に面する海岸線、釣川水系、四塚連山、田園風景など、市の骨格となる自然景観を保全し、海岸部から山間部に至るまで、連続性と一体性のある景観の形成を目指します。

さらに、玄界灘やさつき松原、四塚連山などを眺望する景観を阻害しないように、その周辺においては自然景観との調和に配慮した建築物、工作物の誘導を行います。

また、宗像ユリックスなど市民の憩いの場となる公園や緑地、地域のシンボルとなる樹木、沿道の街路樹など、市民生活にとって身近な緑の保全や育成に取り組みます。

#### （3）住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

地域単位での景観形成のルールづくりにより住宅地全体が調和した景観を形成することに加え、花植え、緑化、清掃などの身の回りの良好な景観づくりの取組みを合わせて行い、魅力ある住環境の形成への誘導を図ります。

赤間駅や東郷駅の周辺や旧国道3号沿道の市街地においては、市の玄関口、導線としてふさわしい景観を形成するとともに、魅力的で賑わいのある景観を生み出すため、商業活性化の取組みと積極的に連携を図ります。

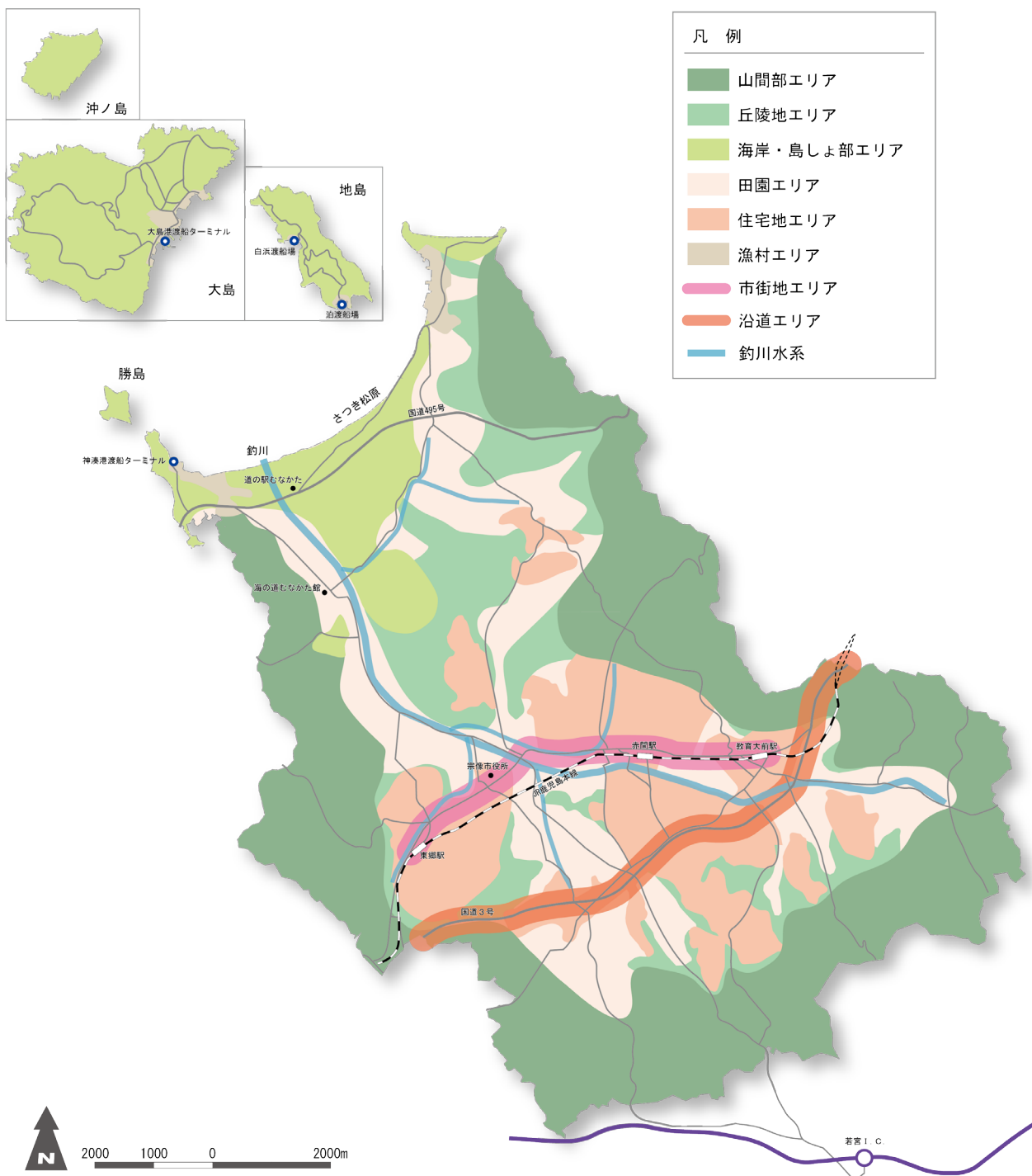
また、公共施設についても重要な景観要素であるため、建築物、工作物の形態意匠や屋外広告物のデザインなど、周辺の環境に配慮した計画的な施設整備、改善に取組み、公共施設が景観まちづくりの模範となるよう努めます。

## 2. 景觀形成方針

景観計画区域全域における、8つのエリアと3つの景観軸、それぞれの類型別の景観形成方針を定めます。その上で、さらに景観重点区域の景観形成方針を定めます。

(1) 8エリア

下図の 8 つのエリアそれぞれの特性に応じて、各エリアの景観形成方針を定めます。



## ① 山間部エリア

市本土側の周囲には、市を代表するランドマークである四塚連山をはじめとした山々が連なり、緑豊かな自然環境が維持されているとともに、山腹から麓にかけては、ホタルの里公園、ふれあいの森、グローバルアリーナなどの市民が自然と触れ合える公園・緑地が整備されており、自然景観を構成する重要な要素となっています。

この森林や公園・緑地を含めた、市域を取り囲む山々のエリアを「山間部エリア」として設定し、豊かな自然景観を守り育てるため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 森林などの自然環境を守り育て、緑豊かな山々が連なる自然景観を保全する。
- 市民が自然と触れ合える公園や緑地を保全する。
- 四塚連山をはじめとした山々への眺望を阻害しないように配慮する。
- 市内を眺望する視点場としての環境整備を行う。



▲四塚連山（許斐山からの眺望）



▲金山南岳からの眺望



▲グローバルアリーナ

## ② 丘陵地エリア

丘陵地は、山間部と一体となって里山の景観をつくりだしており、海岸部や平野部と連続して、市全域の景観につながりを生み出しています。

この山間部と平地との間をゆるやかにつなぐ役割を担うエリアを「丘陵地エリア」として設定し、里山景観を次世代につないでいくため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 山間部エリアと一体となった里山の景観を保全する。
- 海岸部、平野部から山間部へとつなぐ景観の連続性に配慮した景観づくりを行う。
- 斜面地の農地の景観を保全する。



▲平等寺の里山



▲武丸の里山（正助ふるさと村）



▲上八の里山

### ③ 海岸・島しょ部エリア

市の北部では、沖ノ島、大島、地島、勝島の島しょ部と、玄界灘に面する海岸線とが一体となって、市を代表する海の自然景観を形づくっており、さつき松原や海、夕日を見渡す眺望点など、風光明媚なスポットも数多く存在します。また、島は、沖津宮や中津宮などの歴史資源にも恵まれ、自然と歴史が共存した景観が息づいています。

これらの島しょ部や、海岸、さつき松原などの自然公園法指定区域で構成されるエリアを「海岸・島しょ部エリア」として設定し、玄界灘を中心とした様々な景観要素を保全するため、以下の景観形成方針を掲げます。

#### 【景観形成方針】

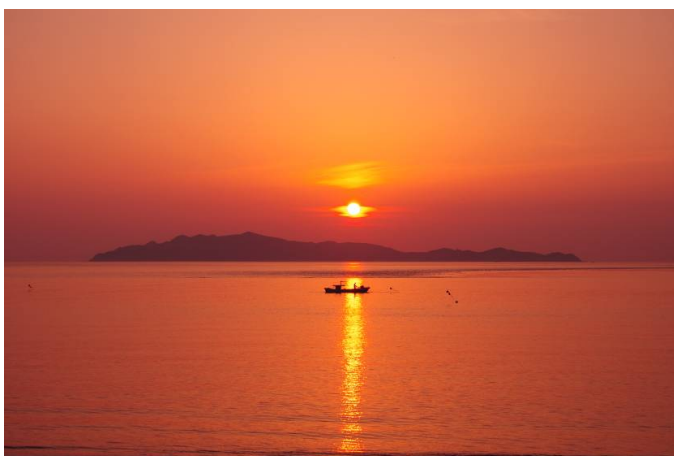
- 海側、陸側双方への眺望景観を保全する。
- 海岸部においては、さつき松原をはじめとした自然環境を保全し、緑と調和した自然景観を阻害しないように配慮する。



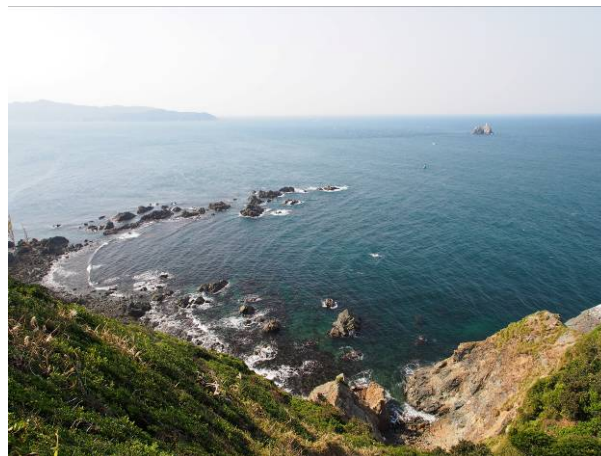
▲ さつき松原



▲ 大島御獄山展望台からの眺望



▲ 大島と夕日の眺望



▲ 地島倉瀬展望台からの眺望

#### ④ 田園エリア

釣川水系周辺の平野部には、水田や麦畑などが広がっており、山間部や丘陵地とつながった景観をつくりだしています。このような田園景観は、季節ごとに色合いが異なり、同じ場所であっても多様な姿を見せます。また、菜の花やひまわり、彼岸花など、田園とその周囲には季節によって様々な花も咲き、景観にさらなる彩りを加えています。

この農用地区域を主としたエリアを「田園エリア」として設定し、田園景観を里山景観とともに次世代につないでいくため、以下の景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 山間部エリアや丘陵地エリアとつながる田園景観を保全する。
- 季節ごとに色合いが異なる農作物や花々で構成される田園景観を阻害しないように配慮する。



▲陵厳寺の田園風景



▲田熊の田園風景



▲野坂の田園風景

## ⑤ 住宅地エリア

本市には、日の里や自由ヶ丘などの大規模住宅団地をはじめ、JR 鹿児島本線から南北に広範囲にわたって閑静な住宅地が広がっています。住宅地内には自由ヶ丘中央公園など、緑豊かな公園も整備されており、市民の憩いの場として重要な景観要素となっています。

この第1種及び第2種低層住居専用地域を中心として住宅が集積するエリアを「住宅地エリア」として設定し、魅力的な住宅地景観をつくり上げていくため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 既存の自主的なルールを維持するとともに、今まで守り育ててきた良好な住宅地景観が今後とも阻害されることのないよう保全を図る。
- 市民や事業者が景観形成に関する共有意識を育み、景観まちづくりの主体となって取り組むことができるよう活動の支援を行い、住宅地景観の質を向上させる。



▲日の里団地



▲自由ヶ丘団地



▲公園通り

## ⑥ 漁村エリア

漁村集落は、海と共に育まれてきた生活や生業が根付いており、本市の中でも特徴的な景観要素となっています。また、海側から見た漁港や渡船ターミナル周辺への眺望も市の代表的な景観の一つです。

この神湊、鐘崎、大島、地島に整備された漁港と一体なった集落で形成されるエリアを「漁村エリア」として設定し、地域の成り立ちを踏まえた漁村の景観づくりを実現するため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 海側、陸側双方への眺望景観を保全する。
- 漁村の特徴的な集落景観を保全するとともに、海岸・島しょ部エリアの景観との調和を図り、漁港や集落に立地する人工物がその景観を阻害しないように配慮する。



▲神湊



▲鐘崎



▲大島



▲地島（泊地区）

## ⑦ 市街地エリア

本市の市街地は、旧国道 3 号（県道 69 号及び 97 号）を軸に赤間駅周辺を中心として東西に長く広がっており、JR の 3 駅周辺は本市の商業や交通の拠点としての役割を担っています。

この旧国道 3 号沿道のエリアを「市街地エリア」として設定し、商業や観光・交流に資する良好な市街地景観を形成するため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 赤間駅を中心として東郷駅から教育大前駅までの、旧国道 3 号沿いの市街地について、本市の玄関口、観光・交流における来訪者の導線としてふさわしい沿道の景観づくりを行い、駅周辺や沿道に立地する建築物等が、周囲の景観と調和するよう誘導する。
- 商業活性化の取組みと積極的に連携を図り、魅力的で賑わいのある景観が形成されるよう誘導する。



▲県道 69 号（須恵付近）



▲県道 97 号（田熊付近）

## ⑧ 沿道エリア

国道3号沿道には、ロードサイド型を主とする商業系施設が集積し、本市でも特徴的な賑わいのある都市景観が広がっており、大型の屋外広告物も数多く設置されています。

この国道3号沿道のエリアを「沿道エリア」として設定し、賑わい感を保ちながらも秩序ある沿道景観を形成するため、以下の景観形成方針を掲げます。

### 【景観形成方針】

- 国道3号沿道に立地する建築物や屋外広告物などが、沿道利用者にとって賑わいと秩序を感じられるよう配慮した色彩や大きさ、高さとなるよう誘導する。



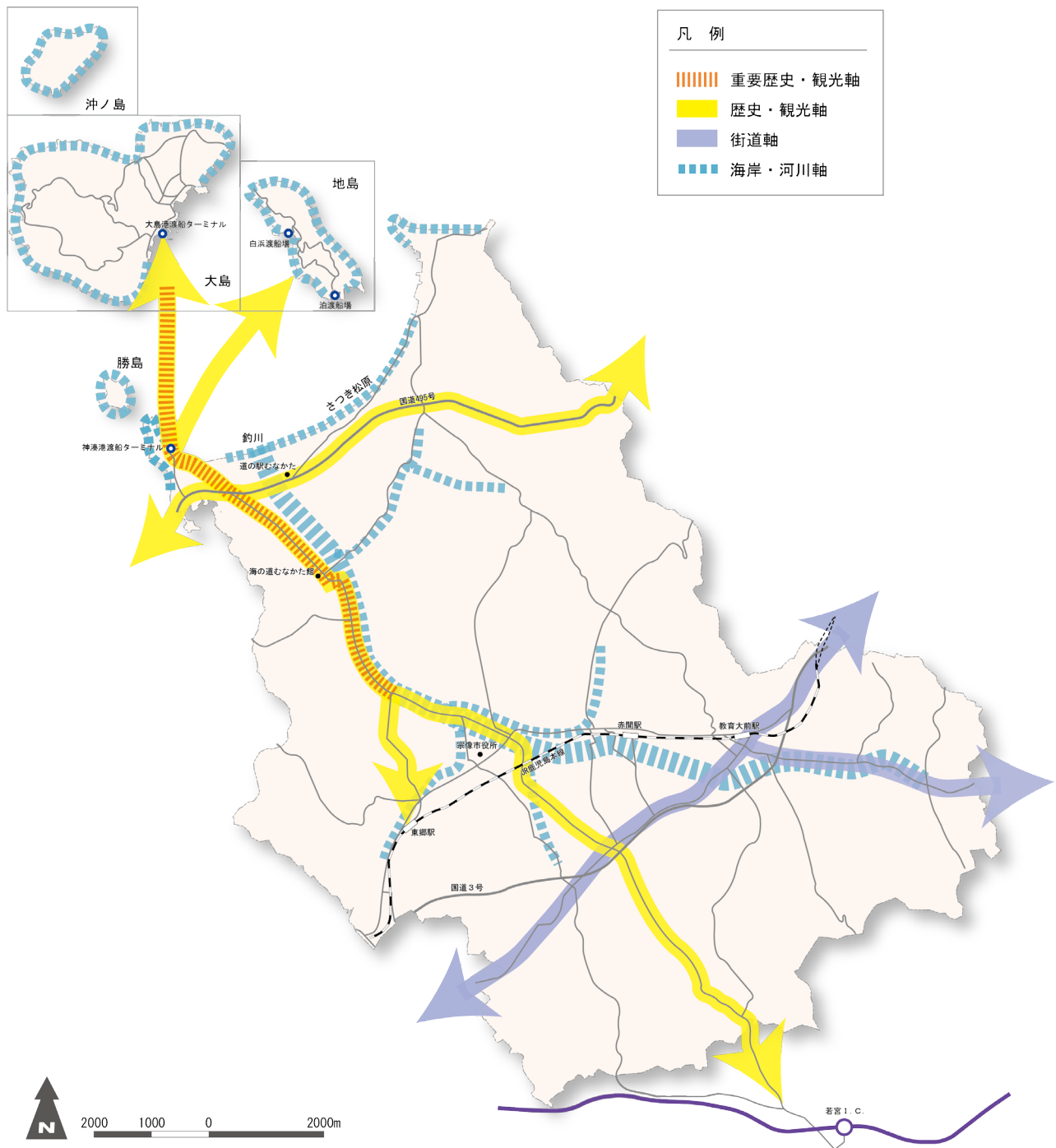
▲国道3号（光岡付近）



▲国道3号（徳重付近）

## (2) 3軸

下図の3つの景観軸のそれぞれの特性に応じて、各景観軸の景観形成方針を設定します。



## ① 歴史・観光軸

県道 69 号や国道 495 号、渡船航路等は、市内外から辺津宮や神湊、大島等へアクセスするため、さらには本市の景観要素につながりを生み出すための軸であり、本市の歴史的背景においても、観光戦略上においても重要な道路、海路となっています。

そこで、以下の道路及び海路を「歴史・観光軸」として位置づけるとともに、景観形成上特に重要な要素である宗像大社辺津宮周辺から神湊港渡船ターミナルにかけての道路や、神湊から大島につながる海路については、「重要歴史・観光軸」として位置づけ、その道中において魅力的な景観を演出するため、以下の景観形成方針を掲げます。

また、主要な道路や漁港等は、「景観重要公共施設」としての位置づけについても検討します。

### 【軸の対象】

- 若宮インターチェンジや東郷駅から神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路（県道 401 号・69 号等）

**特に重要な軸** 辺津宮周辺から神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路

- 国道 495 号
- 神湊港渡船ターミナルから大島、地島への航路

**特に重要な軸** 神湊港渡船ターミナルから大島への航路

### 【景観形成方針】

- 若宮インターチェンジや東郷駅から辺津宮、神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路（県道 401 号・69 号等）については、建築物等が周囲の景観を阻害しないように配慮するとともに、市内外から訪れる人を導く現代版参道としての沿道景観に配慮する。
- 国道 495 号については、観光戦略上の重要な軸であり、魅力的な沿道景観を形成するため、建築物等が周囲の景観を阻害しないように配慮する。
- 神湊港渡船ターミナルから大島、地島への航路については、歴史的なつながりや海岸線と緑との連続性を考慮し、海側を視点場とした際の陸側の景観を阻害しないよう配慮する。



▲県道 69 号



▲国道 495 号

## ② 街道軸

市の南部を横断する旧唐津街道は、本市にとって重要な歴史景観要素となっています。街道沿いに位置する赤間宿や原町には、昔ながらの建築物が現存しているとともに、原町での街なみの修景事業をはじめ、地域の景観づくりに寄与する活動が行われています。

この旧唐津街道を中心とした軸を「街道軸」として位置づけ、旧街道の歴史的、文化的な背景を活かした景観づくりを行うため、以下の景観形成方針を掲げます。

また、赤間宿や原町など、景観まちづくりを行う上で拠点となる地区では、景観重点区域としての位置づけについても検討します。

### 【景観形成方針】

- 旧唐津街道の主要地区（赤間宿、原町など）については、各地域の特性に合わせ、昔ながらの建築物や街なみをはじめとする歴史・文化的要素を活かした景観づくりを行う。
- 街道沿いに立地する建築物等が周囲の街なみや自然環境を阻害しないように誘導する。
- 旧街道全体としてハード面、ソフト面の両方で景観上のつながりを生み出す仕掛けづくりを行う。



▲原町



▲赤間宿

### ③ 海岸・河川軸

市の北部に広がる玄界灘に面した海岸線（大島、地島などの島しょ部を含む）やさつき松原、市の中央を貫流する釣川水系をはじめとする海、河川等の景観は本市にとって重要な自然景観要素となっています。また、さつき松原や釣川においては環境保全活動も継続的に行われています。

この海岸線や釣川水系を海岸・河川軸として位置づけるとともに、豊かな自然景観との調和を図るため、以下の景観形成方針を掲げます。

また、主要な河川や海岸は、「景観重要公共施設」としての位置づけについても検討します。

#### 【景観形成方針】

- 玄界灘や釣川水系を取り巻く自然景観を保全し、歴史・観光軸と一体的に景観形成を図る。
- 周辺に立地する建築物等が自然景観を阻害しないように誘導する。



▲釣川



▲大島加代海岸



▲さつき松原

### (3) 景観重点区域

#### ① 景観重点区域設定の方針

本市の玄海地域の大半と大島地域は、国指定史跡である宗像大社をはじめ、市指定有形文化財の鎮国寺本堂や県指定天然記念物のイヌマキ原生林を社叢林とした織幡神社など、歴史・文化資源に恵まれ、さつき松原をはじめとする国定公園や漁村集落、農村集落など、本市の中でも特徴的な景観を有する区域であることから、景観重点区域として設定します。

また、本区域を、世界遺産登録を目指している「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である宗像大社周辺の景観や環境を保全することを目的とした緩衝地帯とし、以下の方針に基づき、建築・建設行為や開発行為等に関して景観形成のルールを定めます。

#### 【景観形成の共通方針】

- 歴史・文化資源の価値を維持するため、それらを取り囲む周辺環境を保全する。
- 沖津宮・中津宮・辺津宮を軸とする眺望景観、構成資産間の視覚的一体性を保全する
- 海を介した信仰空間を保全する。

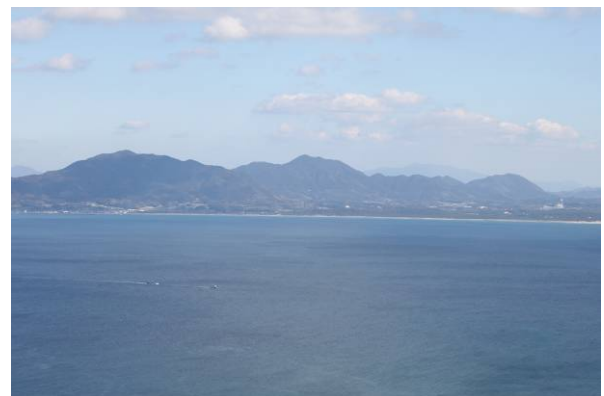
なお、景観重点区域の追加については、景観形成上の重要性を検討した上で実施することとします。その際には、個別に景観形成方針及び基準を設定した上で景観計画を変更し、その位置づけを明記するものとします。



▲沖ノ島

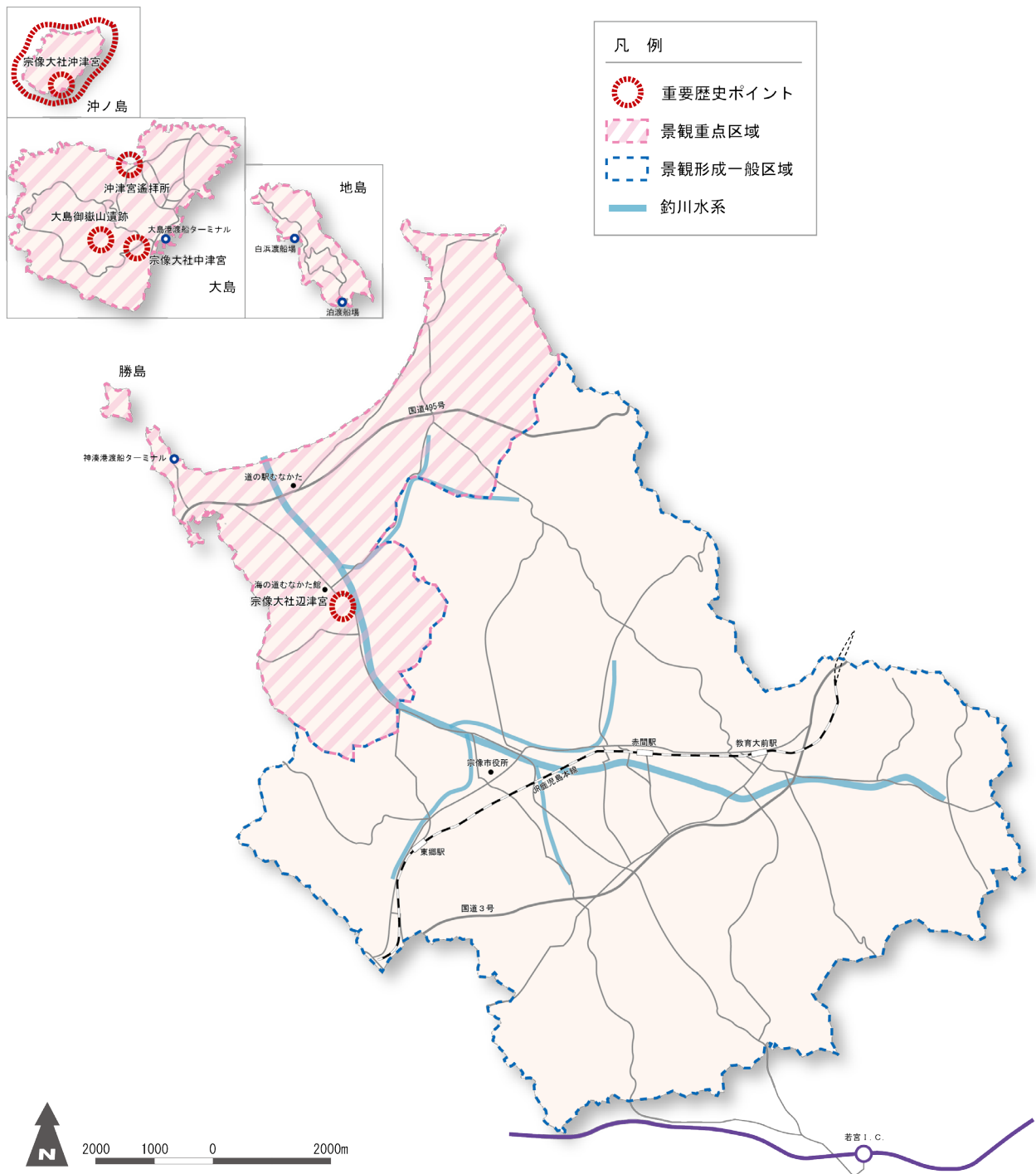


▲大島



▲大島からみた本土側

## ■景観重点区域の範囲



## ② 景観重点区域の区域区分

景観重点区域は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮を結ぶ軸線を基軸として、大島御嶽山展望台から本土側を眺望した際に、構成資産と一帯となった海岸及び背景となる山稜を含んだ眺望を確保するべく設定しています。

この景観重点区域を、各構成資産周辺の景観保全・形成、大島御嶽山や海上からの眺望範囲の観点から、以下の3つの区域に区分し、景観法に基づき景観形成方針及び景観形成基準を定めます。このうち、大島については、法的な土地利用規制が一部に限られており、構成資産周辺や既存集落を含む大島全体の景観保全のため、景観法に基づく準景観地区※を指定します。

※準景観地区とは・・・景観法の定めにより、都市計画区域外において、良好な景観をより積極的に保全していくことを目的に指定する地区のこと。

### ■景観重点区域の区域区分

| 区域区分    | 区域説明                                                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観重点区域Ⅰ | <ul style="list-style-type: none"> <li>各構成資産内外に設定した視点場（※）からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲</li> <li>構成資産を核とした景観を保全・形成する範囲</li> </ul> |
| 景観重点区域Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> <li>大島御嶽山及び海上に設定した視点場（※）からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲</li> </ul>                              |
| 景観重点区域Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> <li>大島御嶽山及び海上に設定した視点場（※）からの眺望を積極的に保全・形成する範囲</li> </ul>                                |

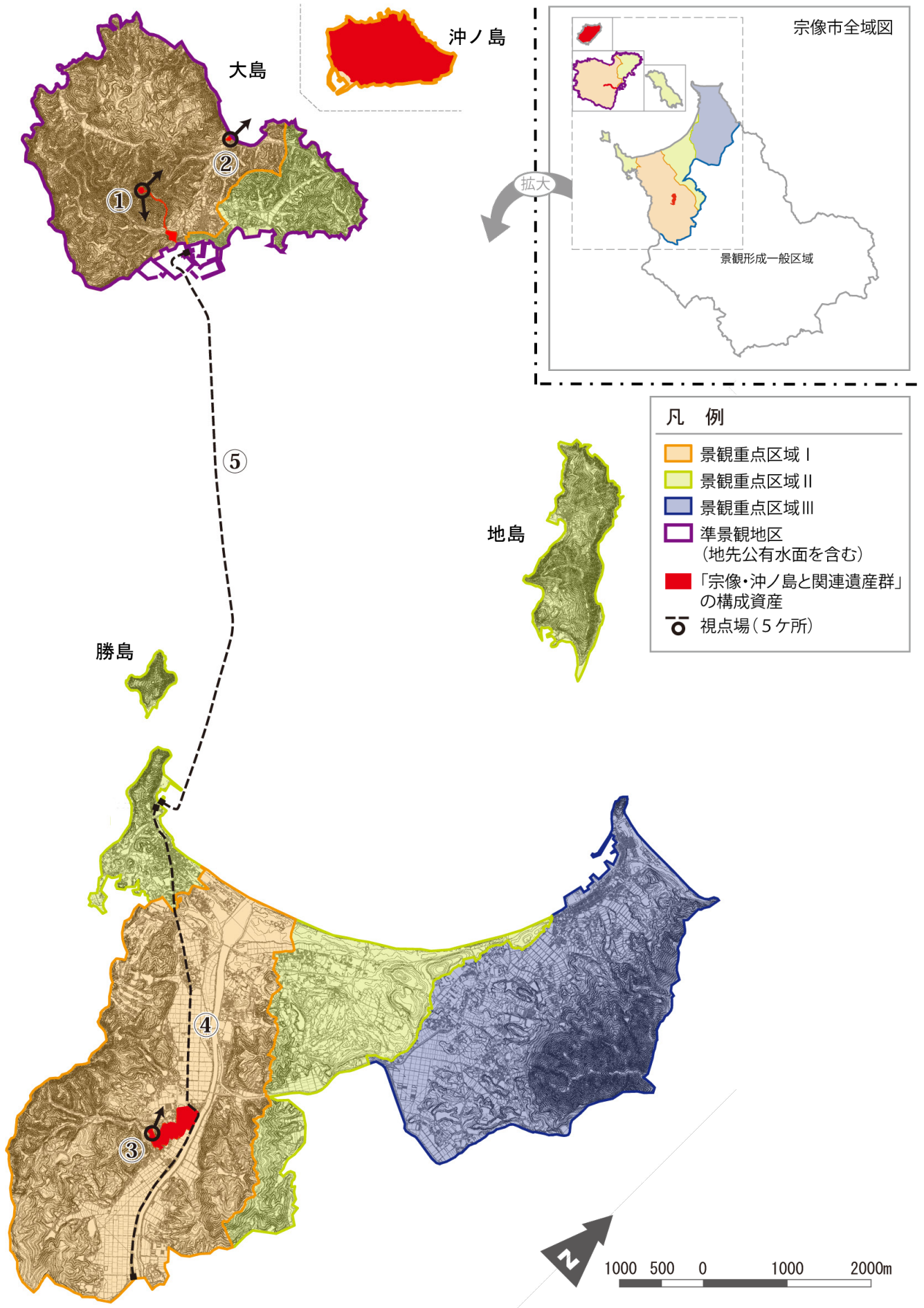
### ※ 視点場の考え方

- 視点場とは、ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人自体であり、視点場は視点である人が位置する場所を指します。
- 本市における主要な眺望景観の視点場は、次の①～⑤のとおりとします。

### ■主要な眺望景観の視点場

|    | 視点場                                                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大島 | ① 大島御嶽山から沖ノ島及び本土側への眺望<br>⇒【視点場】大島御嶽山展望台<br>② 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望<br>⇒【視点場】沖津宮遙拝所                                  |
| 本土 | ③ 辺津宮の高宮祭場から釣川河口への眺望<br>⇒【視点場】辺津宮の高宮祭場<br>④ 亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望<br>⇒【視点場】亀石橋～神湊港渡船ターミナル間の県道69号・市道神湊線・県道300号 |
| 海上 | ⑤ 神湊から大島間の渡船航路からの眺望<br>⇒【視点場】神湊港渡船ターミナル～大島港渡船ターミナル間の渡船航路                                                      |

■ 景観重点区域の区域区分と視点場の位置



### ③ 景観重点区域の景観形成方針

3 つに区分した景観重点区域それぞれの特性に即した景観形成方針を定めます。

景観形成方針の設定にあたっては、同一の区域内でも自然条件や社会条件、地域の成り立ちが異なるため、区域内を本土側、島しょ部の 2 つ、さらにはそれぞれの景観特性を踏まえた小区域に分け、目指すべき景観形成の方向性を明確にします。

#### ■小区域の説明及び景観重点区域との関係

| 小区域  |                  | 区域説明                         | 景観重点区域 |    |     |
|------|------------------|------------------------------|--------|----|-----|
|      |                  |                              | I      | II | III |
| 本土側  | 辺津宮周辺            | 辺津宮を中心に釣川流域及びその周辺の山稜までの範囲    | ○      | —  | —   |
|      | 国道 495 号沿道       | 国道 495 号沿道                   | ○      | ○  | ○   |
|      | さつき松原、<br>釣川河口周辺 | さつき松原や釣川河口周辺の自然景観が形成されている範囲  | ○      | ○  | —   |
|      | 港                | 神湊港渡船ターミナル一帯<br>神湊漁港及び鐘崎漁港一帯 | —      | ○  | ○   |
|      | 漁村集落             | 神湊漁港及び鐘崎漁港周辺に形成されている漁村集落     | —      | ○  | ○   |
|      | その他の区域           | 上記以外の山間部・丘陵部・平野部などで構成される範囲   | —      | ○  | ○   |
| 島しょ部 | 大島               | 中津宮・沖津宮<br>遙拝所周辺             | ○      | —  | —   |
|      |                  | 島西部                          | ○      | —  | —   |
|      |                  | 港                            | ○      | ○  | —   |
|      |                  | 漁村集落                         | —      | ○  | —   |
|      |                  | 島東部                          | —      | ○  | —   |
|      | 地島               | 全域                           | —      | ○  | —   |
|      | 勝島               | 全域                           | —      | ○  | —   |
|      | 沖ノ島              | 全域                           | ○      | —  | —   |

## 景観重点区域 I

### a) 本土側の方針

景観重点区域 I の本土側は、辺津宮と一体となった景観が形成されており、辺津宮を有するエリアとしてふさわしい景観形成を図ります。

辺津宮の周辺には、田園風景が広がり、それらを取囲む山々と一体となって自然景観を形成しているとともに、鎮国寺などの歴史的な建造物も各所にあり、歴史と自然が調和した景観を形成しています。

また、区域内には県道 69 号が縦断、国道 495 号が横断しており、区域の景観形成において重要な道路となっています。国道 495 号沿いには、道の駅むなかたや飲食店などの店舗も立地しており、観光・交流ルートとして重要な軸となっています。

さらに、区域の北側の釣川河口の両岸にはさつき松原が広がり、海岸線と一体となった自然景観を形成しており、辺津宮の高宮祭場や皐月橋からの眺望景観の対象となっています。

これらの景観特性を踏まえ、以下の景観形成方針を定めます。



▲ 辺津宮周辺の田園風景



▲ 辺津宮の高宮祭場からの眺望

### ■ 小区域別の景観形成方針

| 小区域              | 景観形成方針                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宗像大社<br>辺津宮周辺    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺津宮の周辺は、その歴史的・文化的価値が損なわれないよう、建築物や工作物が景観に配慮した高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> <li>・ 内陸部から玄界灘・釣川河口にかけて広がる田園・里山景観と調和した景観形成を図る。</li> <li>・ 辺津宮の高宮祭場からの眺望景観を保全する。</li> <li>・ 区域内を縦断する県道 69 号において現代版参道としての景観形成を図るため、建築物や工作物が周辺の景観と調和するように誘導する。</li> </ul> |
| 国道 495 号沿道       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の観光振興における主要な軸として、魅力的な沿道景観の形成を図るため、建築物や工作物、屋外公告物などが周辺の景観と調和するように誘導する。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| さつき松原、<br>釣川河口周辺 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さつき松原が広がる海岸線や釣川河口の自然景観を保全するとともに、建築物や工作物が自然景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> <li>・ 海側、陸側双方からの眺望景観を保全する。</li> </ul>                                                                                                                            |

## ｂ）島しょ部の方針

景観重点区域Ⅰの島しょ部は、大島御嶽山展望台からの視認範囲を踏まえたエリアであり、中津宮や沖津宮遙拝所を有する場所としてふさわしく、また大島御嶽山展望台からの眺望景観が阻害されないような景観形成を図ります。

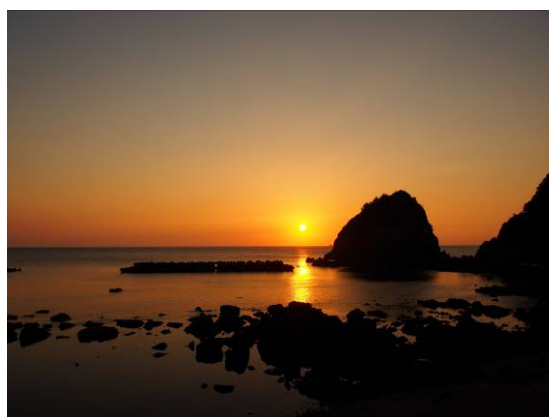
中津宮周辺には、漁網を納める網蔵や作業空間としての前庭を構えた家々が立ち並び、中津宮と沖津宮遙拝所をつなぐ谷筋には、屋敷型の寄棟・瓦葺の建築物が多く立地するなど、同じ島内でも集落の景観にそれぞれ特徴があります。また、沖津宮遙拝所周辺は、その正面の海岸と背景となる山林が調和した景観を形成しています。

さらに、区域内には、沖ノ島や本土側を広く見渡すことのできる御嶽山展望所、大島の玄関口となる大島港渡船ターミナル、風車展望所や砲台跡、大島灯台、馬蹄岩など、観光拠点と自然環境が一体となった景観が広がっています。

これらの景観特性を踏まえ、以下の景観形成方針を定めます。



▲大島北西部の海岸線



▲大島津和瀬海岸

## ■小区域別の景観形成方針

| 小区域 |              | 景観形成方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大島  | 中津宮・沖津宮遙拝所周辺 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中津宮や沖津宮遙拝所の周辺は、その歴史的・文化的価値が損なわれないよう、建築物や工作物が景観に配慮した高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> <li>特徴的な漁村集落の形態を保全するとともに、建築物や護岸設備が周辺の自然景観と調和するように誘導する。</li> <li>大島の玄関口である大島港渡船ターミナルから中津宮、中津宮から沖津宮遙拝所までのアクセス道路（県道 541 号）の沿道について、建築物や工作物が周辺の景観と調和するように誘導する。</li> <li>沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望景観を保全する。</li> </ul> |
|     | 島西部          | <ul style="list-style-type: none"> <li>御嶽山展望台から見渡すことのできる、沖ノ島・本土側への眺望景観を保全する。</li> <li>山林や海岸などの自然景観を保全するとともに、風車展望所や砲台跡、大島灯台などの各種景観要素との調和を図り、自然景観が阻害されないよう開発行為等を誘導する。</li> </ul>                                                                                                                                          |
|     | 港            | <ul style="list-style-type: none"> <li>大島港渡船ターミナル及びその周辺は、大島への来訪者を迎え入れる玄関口としてふさわしい景観を創出する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 沖ノ島 | 全域           | <ul style="list-style-type: none"> <li>山林や海岸などの自然景観を保全する。</li> <li>大島御嶽山展望台を視点場としたときの沖ノ島方向への眺望景観を保全する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |

## 景観重点区域Ⅱ

### a) 本土側の方針

景観重点区域Ⅱの本土側は、建築物が密集するエリアと、さつき松原や自然公園法指定区域などの自然豊かなエリアに分かれており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

神湊周辺は、海岸部に渡船ターミナルや漁港が整備されているとともに、民家や旅館・ホテル等が立ち並び、漁村集落を形成しています。

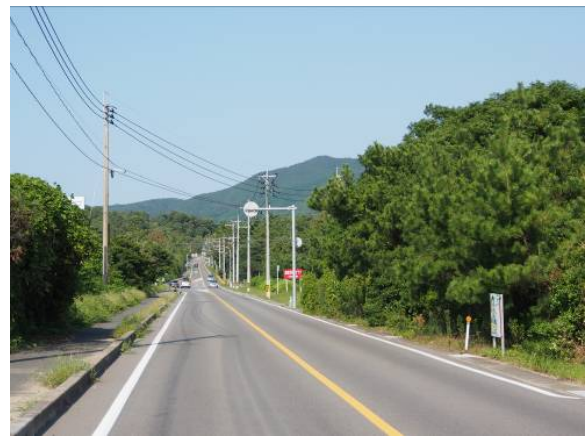
さつき松原を中心としたエリアでは、海岸部にさつき松原が広がり、その奥にはゴルフ場、さらに、内陸部には田園地帯や山稜が一体となった里山景観が広がっています。

また、区域内には国道 495 号が横断しており、区域の景観形成において重要な道路となっています。

これらの景観特性を踏まえ、以下の景観形成方針を定めます。



▲神湊漁港



▲国道 495 号

### ■小区域別の景観形成方針

| 小区域        | 景観形成方針                                                                                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国道 495 号沿道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の観光振興における主要な軸として、魅力的な沿道景観の形成を図るため、建築物や工作物、屋外広告物などが周辺の景観と調和するように誘導する。</li> </ul>                                    |
| さつき松原      | <ul style="list-style-type: none"> <li>さつき松原と一体となった海岸線の自然景観を保全するとともに、建築物や工作物が自然景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> <li>海側、陸側双方からの眺望景観を保全する。</li> </ul>          |
| 港          | <ul style="list-style-type: none"> <li>神湊港渡船ターミナル及びその周辺は、本土から島しょ部へとつなぐ玄関口としてふさわしい景観を創出する。</li> <li>神湊漁港に立地する漁業関連の施設が周辺の景観と調和した高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul> |
| 漁村集落       | <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物や自然景観との調和に配慮し、建築物や工作物が漁村集落の街なみや背景となる山なみの景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul>                                  |
| その他の区域     | <ul style="list-style-type: none"> <li>田園地帯や山稜が広がる里山景観が調和する景観形成を図る。</li> <li>山間部の鉄塔などの工作物の建設等の際には、山の稜線や周囲の自然景観に配慮した色彩や高さとなるよう誘導する。</li> </ul>               |

## ｂ）島しょ部の方針

景観重点区域Ⅱの島しょ部は、大島の漁村集落や島の東側のエリアに加え、地島、勝島の全域と広範囲にわたっており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

大島の漁村集落は、大島漁港を中心に広がっており、妻入屋根の民家や昔の面影を残す民宿旅館などで集落が形成されています。島の東側には、加代海岸や「夢の小夜島」など、砂浜や天然の岩場の海岸が広がっており、情緒的で風情のある魅力的な海辺の景観が形成されています。

地島は、つばきロードをはじめ島の大半を構成する山林など豊かな自然景観を有しているとともに、泊港や白浜港周辺には漁村集落が広がっています。

勝島は、無人島であり、山林が島の大半を構成しています。大島御嶽山展望台を視点場として眺望した場合、勝島は本土側への最も近い場所として視認できるという位置関係にあります。

これらの景観特性を踏まえ、以下の景観形成方針を定めます。



▲大島の漁村集落



▲地島の漁村集落（白浜地区）

## ■小区域別の景観形成方針

| 小区域 |      | 景観形成方針                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大島  | 港    | <ul style="list-style-type: none"> <li>大島漁港に立地する漁業関連の施設が周辺の景観と調和した高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul>                                                                                                         |
|     | 漁村集落 | <ul style="list-style-type: none"> <li>昔ながらの面影を残す漁村集落の景観を保全する。</li> <li>周囲の建築物や自然景観との調和に配慮し、建築物や工作物が漁村集落の街なみや背景となる山なみの景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul>                                             |
|     | 島東部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>山林や海岸などの自然景観を保全するとともに、山の稜線に配慮するなど周囲の自然景観と調和するよう誘導する。</li> <li>南東部に広がる集落においては、周囲の建築物や自然景観との調和に配慮し、建築物や工作物が漁村集落の街なみや背景となる山なみの景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul> |
| 地島  | 全域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>山林や海岸などの自然景観を保全する。</li> <li>泊港や白浜港周辺の漁村集落においては、周囲の建築物や自然景観との調和に配慮し、建築物や工作物が漁村集落の街なみや背景となる山なみの景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。</li> </ul>                               |
| 勝島  | 全域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>山林や海岸などの自然景観を保全する。</li> <li>大島御嶽山展望台を視点場としたときの勝島方向への眺望景観を保全する。</li> </ul>                                                                                        |

## 景観重点区域Ⅲ

### a) 本土側の方針

景観重点区域Ⅲは、本土側のみの設定であり、鐘崎漁港から田園・丘陵地帯、湯川山に至るエリアで形成されており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

海岸部には、鐘崎漁港周辺に妻入屋根の民家が立ち並び、漁村集落を形成しているとともに、民宿や県営住宅なども点在しています。

山間部には、湯川山の麓に田園地帯や集落が広がり、山林とあいまって里山の景観を形成しています。

また、区域内には北九州市方面からのアクセス道路となる国道 495 号が横断しており、区域の景観形成において重要な道路となっています。

これらの景観特性を踏まえ、以下の景観形成方針を定めます。



▲鐘崎漁港



▲上八の田園風景

### ■小区域別の景観形成方針

| 小区域        | 景観形成方針                                                                                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国道 495 号沿道 | ・ 本市の観光振興における主要な軸として、魅力的な沿道景観の形成を図るため、建築物や工作物、屋外広告物などが周辺の景観と調和するように誘導する。                    |
| 港          | ・ 鐘崎漁港に立地する漁業関連の施設が周辺の景観と調和した高さ、形態意匠となるように誘導する。                                             |
| 漁村集落       | ・ 周囲の建築物や自然景観との調和に配慮し、建築物や工作物が漁村集落の街なみや背景となる山なみの景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。                  |
| その他の区域     | ・ 田園地帯や山稜が広がる里山景観が調和する景観形成を図る。<br>・ 山間部の鉄塔などの工作物の建設等の際には、山の稜線や周囲の自然景観に配慮した高さ、形態意匠となるよう誘導する。 |

### 第3章 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

#### 1. 景観形成一般区域の行為の制限

景観形成一般区域においては、良好な景観形成に対して影響の大きい大規模な建築行為等の景観誘導を行うため、8エリア及び3軸の景観形成方針を踏まえ、次のとおり、景観形成基準を定めます。

| 対象                            |       | 景観形成基準                                                                                                                                    |
|-------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物<br>(※1)                   | 形態意匠  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観とし、連続性のある景観の創出に配慮する。</li><li>● 落ち着いた色彩を基調とし、高彩度の色彩は避ける。</li></ul> |
|                               | 位置・配置 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 周囲の山なみの稜線を阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。</li></ul>                                                     |
|                               | 建築設備  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(※4)から目立たない位置への配置に配慮する。</li></ul>                                          |
| 工作物<br>(※2)                   | 形態意匠  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li><li>● 落ち着いた色彩を基調とし、高明度、高彩度の色彩は避ける。</li></ul>                         |
| 開発行為(※3)                      |       | <ul style="list-style-type: none"><li>● のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。<br/>やむを得ない場合は、緑化等による修景に努める。</li></ul>                                     |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 |       |                                                                                                                                           |

【注】建築物、工作物、開発行為、公共空間の定義（第3章において同じ）

※1 建築物：建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物

※2 工作物：建築物以外の工作物のうち次に掲げるもの

| 工作物の区分 | 対象となる工作物                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 塔状工作物Ⅰ | 風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明<br>その他これらに類するもの                       |
| 塔状工作物Ⅱ | 彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの                                       |
| 壁状工作物  | 擁壁、柵、塀 その他これらに類するもの                                               |
| 横断工作物  | 高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上附属工作物を含む） その他これらに類するもの                 |
| その他工作物 | 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場<br>地上に設置された太陽光発電設備 その他これらに類するもの |
| 自動販売機  | 自動販売機                                                             |

※3 開発行為：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）

※4 公共空間：国道、県道及び市が指定した路線

## 2. 景観重点区域の行為の制限

景観重点区域においては、3つの区域区分ごとの景観形成方針に従い、次のとおり、景観形成基準を定めます。ただし、景観アドバイザーや景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観形成に与える影響が小さいと認められるものについては景観形成基準を適用しないことができるものとします。

### ① 建築物

| 対象      |         |       | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|---------|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |         |       | 景観重点区域Ⅰ                                                                                                                                                                                                                        | 景観重点区域Ⅱ                                                                                                                                                                                  | 景観重点区域Ⅲ                                                                                                                           |
| 形態意匠の制限 | 屋根      | 素材・形状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根(3/10～6/10の勾配)とする。</li> <li>屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準(※1)に基づくものとする。</li> </ul>                                     | —                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                   |
|         |         | 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。</li> </ul>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|         | 外観      | 素材・形状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>壁面線については、周囲の建築物と調和させる。</li> <li>公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。</li> </ul>                                                           | —                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                   |
|         |         | 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。</li> <li>従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。</li> <li>ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|         | 位置・配置   |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>視点場(※2)からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。</li> </ul>                                                                                              |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|         | 建築設備    |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えなように隠すか、色彩基準に基づき修景する。</li> </ul>                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。</li> </ul>                                                                                             |                                                                                                                                   |
|         | 高さの最高限度 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、10m以下とする。</li> <li>視点場からの眺望を阻害しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、13m以下とする。</li> <li>視点場からの眺望を阻害しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> </ul> |

## ② 工作物

| 対象     |         | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                      |                                                                                |
|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
|        |         | 景観重点区域Ⅰ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 景観重点区域Ⅱ                                                                                                              | 景観重点区域Ⅲ                                                                        |
| 塔状工作物  | 形態意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 電柱・鉄塔は、形状をポールとする。</li> <li>● 外装に使用する素材は、石材・木材・コンクリート・金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</li> </ul> <p>【位置・配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。</p> <p>また、必要最小限度の光量とし、不快感を与えるようなネオン、華美な点滅などを施すことは避ける。</p> |                                                                                                                      |                                                                                |
|        | 高さの最高限度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、10m以下とする。</li> <li>● [塔状工作物Ⅱのみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、13m以下とする。</li> <li>● [塔状工作物Ⅱのみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> </ul> |
| 壁状工作物  | 形態意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 擁壁は、自然石積又は緑化などにより周辺の景観と調和したものとする。</li> <li>● 柵・塀は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</li> <li>● 公共空間から視認できない部分については、この限りではない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                      |                                                                                |
|        | 高さの最高限度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能を保つ上で必要最小限の高さとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                      |                                                                                |
| 横断工作物  | 形態意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 水門・堰に塗布する場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul>   |
| その他工作物 | 形態意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul> <p>【位置・配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> <li>● 公共空間から見えないように周囲に植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>● 立体駐車場及び立体駐輪場の形態は、2階又は1層2段建までとする。</li> </ul>                                                                                                                                  |                                                                                                                      |                                                                                |
|        | 高さの最高限度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、10m以下とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、13m以下とする。</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> </ul> |
| 自動販売機  | 形態意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。</li> <li>● 複数並べて設置する場合、色彩は同じものを使用する。</li> <li>● 内蔵光源は明る過ぎないようにする。</li> <li>● やむを得ず、公共空間から見える場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                      |                                                                                |

### ③ 開発行為等

| 対象                            | 景観形成基準                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                         |         |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                               | 景観重点区域Ⅰ                                                                                                                                                                                    | 景観重点区域Ⅱ                                                                                                                                                                                                                 | 景観重点区域Ⅲ |
| 開発行為                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。<br/>やむを得ない場合は、自然石積又は緑化などにより修景する。</li> </ul>                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                         |         |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする(用水貯水池の補修などは除く)。</li> <li>土地の形質、樹木の保存に努める。</li> <li>鉱物の採取又は土石・砂の採取はしない。</li> <li>路外駐車場(※3)については、外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする(用水貯水池の補修などは除く)。</li> <li>土地の形質、樹木の保存に努める。</li> <li>鉱物の採取又は土石・砂の採取はしない。<br/>やむを得ず採取する場合は、植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>路外駐車場については、外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul> |         |
| 木竹の伐採                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>極力伐採をしない。<br/>ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。</li> </ul>                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                         |         |
| 屋外における物件の堆積                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>堆積物が視点場及び公共空間から見えなように外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                         |         |
| 特定照明(※4)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の夜間景観を損なうおそれのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。</li> </ul>                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                         |         |

【注】色彩基準、視点場、路外駐車場、特定照明の定義(第3章において同じ)

#### ※1 色彩基準：

- 色彩基準は景観重点区域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ同一の基準とします(従属色・アクセント色を除く)。
- 色相、明度、彩度の基準は日本工業規格(JIS) Z8721に定めるマンセル値によります。

| 部位  | 色相                    | 明度     | 彩度   | 従属色・アクセント色の彩度 |           |
|-----|-----------------------|--------|------|---------------|-----------|
|     |                       |        |      | 景観重点区域Ⅰ       | 景観重点区域Ⅱ・Ⅲ |
| 外壁  | R・Y R・Y               | 8.5 以下 | 3 以下 | 4 以下          | 5 以下      |
|     | N                     |        | —    | —             | —         |
|     | GY・G・BG・B・PB・P・RP     |        | 1 以下 | 2 以下          | 3 以下      |
| 屋根  | R・Y R・Y               | 6 以下   | 3 以下 | —             |           |
|     | N                     |        | —    |               |           |
|     | GY・G・BG・B・PB・P・RP     |        | 1 以下 |               |           |
| 工作物 | YR                    | 8.5 以下 | 3 以下 |               |           |
|     | N                     |        | —    |               |           |
|     | R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP |        | 認めない |               |           |

※2 視点場：19 ページに定める視点場

※3 路外駐車場：不特定多数の人が利用できる、一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの

※4 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

◇色彩基準の例（主なマンセル表色系を抜粋）



### 3. 届出、認定、許可対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等または開発行為等を行う場合には、景観法に基づき、届出、認定または許可の手続きが必要です。

当該行為の場所によって、次のとおり、届出、認定、許可の種類と対象行為が異なります。

#### ■届出、認定、許可の対象一覧

| 対象行為        |                                       | 大島以外の区域  |        | 大島の全域<br>(準景観地区) |
|-------------|---------------------------------------|----------|--------|------------------|
|             |                                       | 景観形成一般区域 | 景観重点区域 |                  |
| 建築物の建築等（※１） |                                       | 届出       | 届出     | 認定               |
| 工作物の建設等（※２） |                                       | 届出       | 届出     | 認定               |
| 開発行為等       | 開発行為                                  | 届出       | 届出     | 許可               |
|             | 土地の開墾、土石の採取、<br>鉱物の掘採その他の土地<br>の形質の変更 | 届出       | 届出     | 許可               |
|             | 木竹の伐採                                 | —        | 届出     | 許可               |
|             | 屋外における物件の堆積                           | —        | 届出     | 許可               |
|             | 特定照明                                  | —        | 届出     | 許可               |

#### 【注】建築等、建設等の定義（第３章において同じ）

- ※１ 建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更部分の面積が見付面積の２分の１を超えるものに限る。）
- ※２ 建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更部分の面積が見付面積の２分の１を超えるものに限る。）

#### 次に掲げる行為は、届出、認定、許可の対象外となります（景観法第１６条第７項に基づくもの等）

- 地下に設ける建築物の建築等、工作物の建設等
- 仮設の建築物の建築等、工作物の建設等
- 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- 仮植した木竹の伐採
- 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
  - (1) 建築物の建築等
  - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する、私道を除く道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消化設備を除く）の建設等
  - (3) 木竹の伐採
  - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが１.５ｍを超えるもの
  - (5) 特定照明
- 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
  - (1) 建築物の建築等
  - (2) 高さが１.５ｍを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - (3) 用排水施設（幅員が２ｍ以下の用排水路を除く）又は幅員が２ｍを超える農道・林道の設置
  - (4) 土地の開墾
  - (5) 森林の皆伐
  - (6) 水面の埋立て又は干拓
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(1) 景観形成一般区域の届出対象行為

景観形成一般区域において届出対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

| 対象行為                              |        | 対象規模                                           |
|-----------------------------------|--------|------------------------------------------------|
| 建築物の建築等                           |        | 高さが15mを超えるもの<br>又は延べ面積が3,000㎡を超えるもの            |
| 工作物の建設等                           | 塔状工作物Ⅰ | 地上からの高さが15mを超えるもの                              |
|                                   | 塔状工作物Ⅱ | 地上からの高さが15mを超えるもの                              |
|                                   | 壁状工作物  | 高さが10mを超えるもの                                   |
|                                   | 横断工作物  | 高さが10mを超えるもの又は延長が50mを超えるもの                     |
|                                   | その他工作物 | 高さが15mを超えるもの<br>又は築造面積が3,000㎡を超えるもの            |
| 開発行為                              |        | 開発区域面積が3,000㎡を超えるもの                            |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採<br>その他の土地の形質の変更 |        | 高さ2mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が3,000㎡を超えるもの |

(2) 景観重点区域の届出対象行為（準景観地区を除く）

景観重点区域において届出対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

| 対象行為                          |        | 景観重点区域Ⅰ                                                                                                                       | 景観重点区域Ⅱ                           | 景観重点区域Ⅲ |
|-------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 建築物の建築等                       |        | 高さが5mを超えるもの<br>又は延べ面積が10㎡を超えるもの                                                                                               | 高さが10mを超えるもの<br>又は延べ面積が150㎡を超えるもの |         |
| 工作物の建設等                       | 塔状工作物Ⅰ | 地上からの高さが5mを超えるもの                                                                                                              | 地上からの高さが10mを超えるもの                 |         |
|                               | 塔状工作物Ⅱ | すべての行為                                                                                                                        |                                   |         |
|                               | 壁状工作物  | 柵:長さが3mを超えるもの<br>上記以外:高さが2mを超えるもの                                                                                             |                                   |         |
|                               | 横断工作物  | 水門、堰:幅が2mを超えるもの<br>上記以外:高さが5mを超えるもの<br>又は延長が20mを超えるもの                                                                         |                                   |         |
|                               | その他工作物 | 高さが5mを超えるもの<br>又は築造面積が100㎡を超えるもの                                                                                              | 高さが10mを超えるもの<br>又は築造面積が500㎡を超えるもの |         |
|                               | 自動販売機  | すべての行為                                                                                                                        |                                   | —       |
| 開発行為                          |        | 開発区域面積が500㎡を超えるもの                                                                                                             |                                   |         |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 |        | 高さ0.5mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの<br>ただし、路外駐車場の新設、増設又は改修を目的とする土地の開墾にあつては、切土、盛土の高さにかかわらず、当該行為に係わる部分の面積が500㎡を超えるもの |                                   |         |
| 木竹の伐採                         |        | 伐採面積が100㎡を超えるもの                                                                                                               |                                   |         |
| 屋外における物件の堆積                   |        | 高さが2mを超えるもの<br>又は当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの                                                                                      |                                   |         |
| 特定照明                          |        | 上記の届出対象となる規模を持つ建築物又は工作物に対し行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの                                                        |                                   |         |

### (3) 準景観地区の認定・許可対象行為

準景観地区において認定・許可の対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

#### ■ 認定対象行為

| 対象行為    |        | 景観重点区域Ⅰ                                               | 景観重点区域Ⅱ                           |
|---------|--------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 建築物の建築等 |        | 高さが5mを超えるもの<br>又は延べ面積が10㎡を超えるもの                       | 高さが10mを超えるもの<br>又は延べ面積が150㎡を超えるもの |
| 工作物の建設等 | 塔状工作物Ⅰ | 地上からの高さが5mを超えるもの                                      | 地上からの高さが10mを超えるもの                 |
|         | 塔状工作物Ⅱ | すべての行為                                                |                                   |
|         | 壁状工作物  | 柵：長さが3mを超えるもの<br>上記以外：高さが2mを超えるもの                     |                                   |
|         | 横断工作物  | 水門、堰：幅が2mを超えるもの<br>上記以外：高さが5mを超えるもの<br>又は延長が20mを超えるもの |                                   |
|         | その他工作物 | 高さが5mを超えるもの<br>又は築造面積が100㎡を超えるもの                      | 高さが10mを超えるもの<br>又は築造面積が500㎡を超えるもの |
|         | 自動販売機  | すべての行為                                                |                                   |

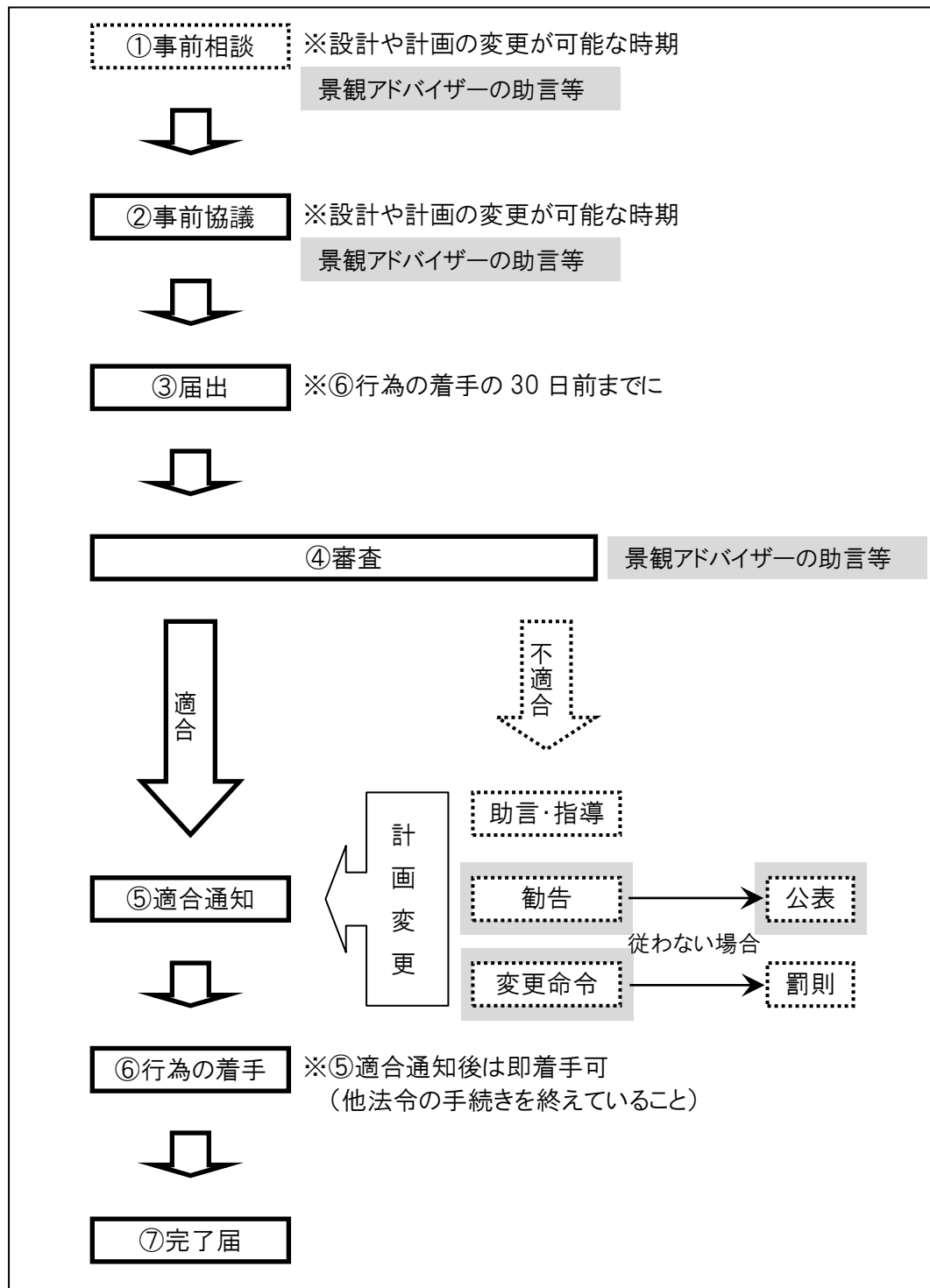
#### ■ 許可対象行為

| 行為の種類                         | 景観重点区域Ⅰ                                                                                                                      | 景観重点区域Ⅱ |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 開発行為                          | 開発区域面積が500㎡を超えるもの                                                                                                            |         |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | 高さ0.5mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの<br>ただし、路外駐車場の新設、増設又は改修を目的とする土地の開墾にあつては、切土、盛土の高さにかかわらず、当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの |         |
| 木竹の伐採                         | 伐採面積が100㎡を超えるもの                                                                                                              |         |
| 屋外における物件の堆積                   | 高さが2mを超えるもの<br>又は当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの                                                                                     |         |
| 特定照明                          | 上記の認定対象となる規模を持つ建築物又は工作物に対し行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの                                                       |         |

## 4. 届出等手続きの流れ

### (1) 届出手続きの流れ

景観形成一般区域及び景観重点区域（準景観地区を除く）における届出の手続きの流れは次のとおりとします。なお、届出を行う前に、事前協議を行うものとします。また、基本設計や実施設計の段階で事前相談も受け付けることとします。

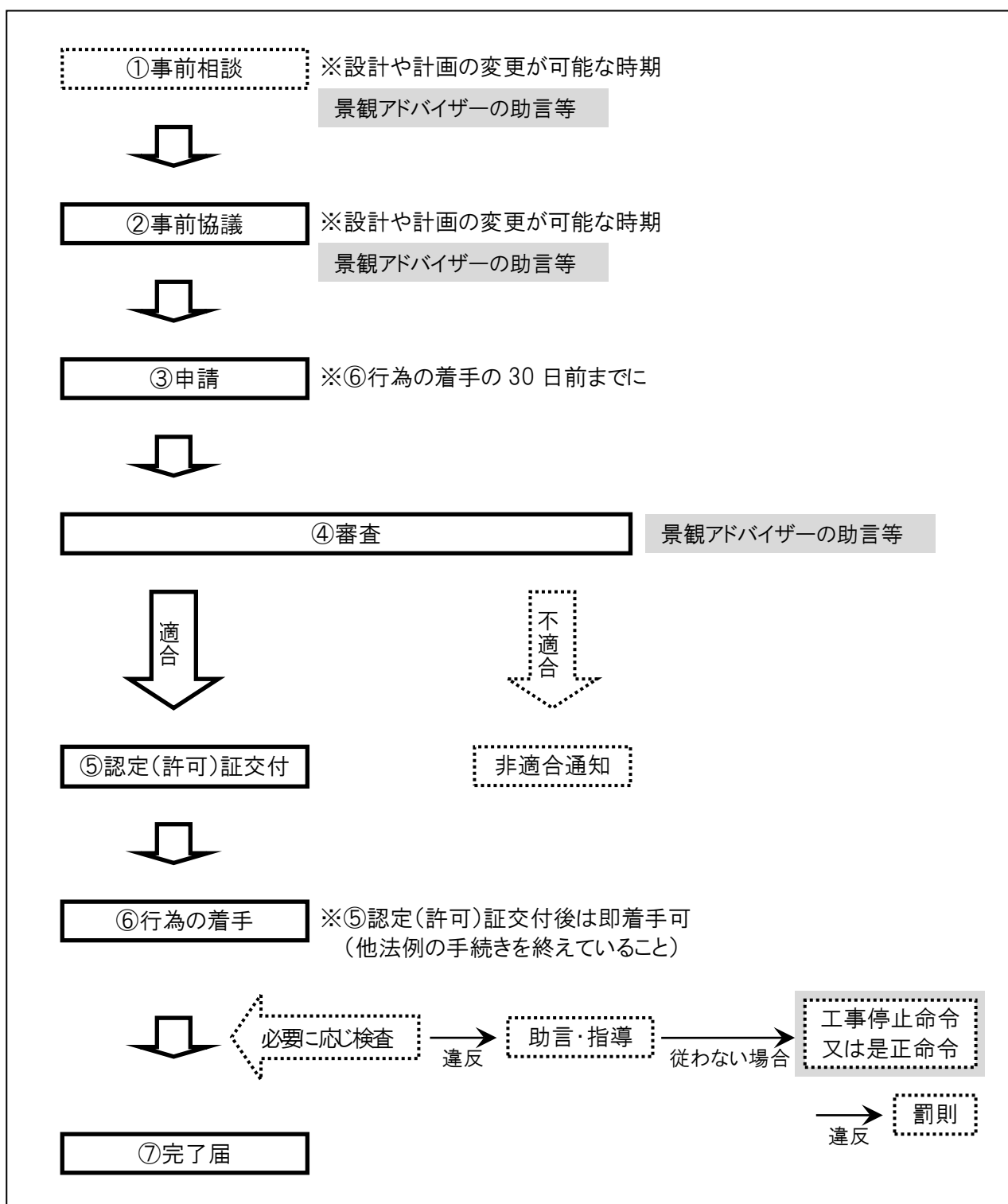


○事前相談は任意としますが、事前協議・届出・審査を円滑に進めるためにもできるだけ相談することを推奨するものとします。

○勧告、変更命令、公表は宗像市景観審議会への意見聴取を経た上で行うものとします。

## (2) 認定・許可申請手続きの流れ

準景観地区における認定・許可申請の手続きの流れは次のとおりとします。なお、申請を行う前に、事前協議を行うものとします。また、基本設計や実施設計の段階で事前相談も受け付けることとします。



○事前相談は任意としますが、事前協議・申請・審査を円滑に進めるためにもできるだけ相談することを推奨するものとします。

○工事停止命令、是正命令は宗像市景観審議会への意見聴取を経た上で行うものとします。

## 第4章 景観資源等の活用に関する事項

### 1. 景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たす建造物や樹木を「景観重要建造物・樹木」として指定し、積極的に保全、活用を図っていきます。

指定は、所有者の同意等を得た上で行うものとします。なお、指定された建造物・樹木は、その現状変更に関して許可が必要になります。

#### ■景観重要建造物・樹木の指定の方針

|             | 指定方針                                       |                                                                                                                                                                                               |
|-------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観重要<br>建造物 | 以下の要件のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定し、保全・活用を図る。 |                                                                                                                                                                                               |
|             | 指定<br>要件                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の伝統的な様式を継承している、または優れたデザイン・技術が使われており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの</li> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの</li> <li>・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの</li> </ul> |
| 景観重要<br>樹木  | 以下の要件のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定し、保全・活用を図る。   |                                                                                                                                                                                               |
|             | 指定<br>要件                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹齢、樹容等からみて景観上優れており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの</li> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの</li> <li>・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの</li> </ul>                    |

## 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）

道路、河川、漁港などの公共施設は、市民はじめ多くの来訪者が利用することから、市の景観イメージを形成する上で非常に大きな役割を担っています。

特に景観重点区域内やその周辺、景観重点区域への動線となる公共施設については、周囲の景観と調和した形態意匠、素材、色彩となるように配慮するとともに、規模や位置・配置についても景観資源の眺望を阻害しないように整備する必要があります。

そこで、良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進めます。

### （1）景観重要公共施設の指定の方針

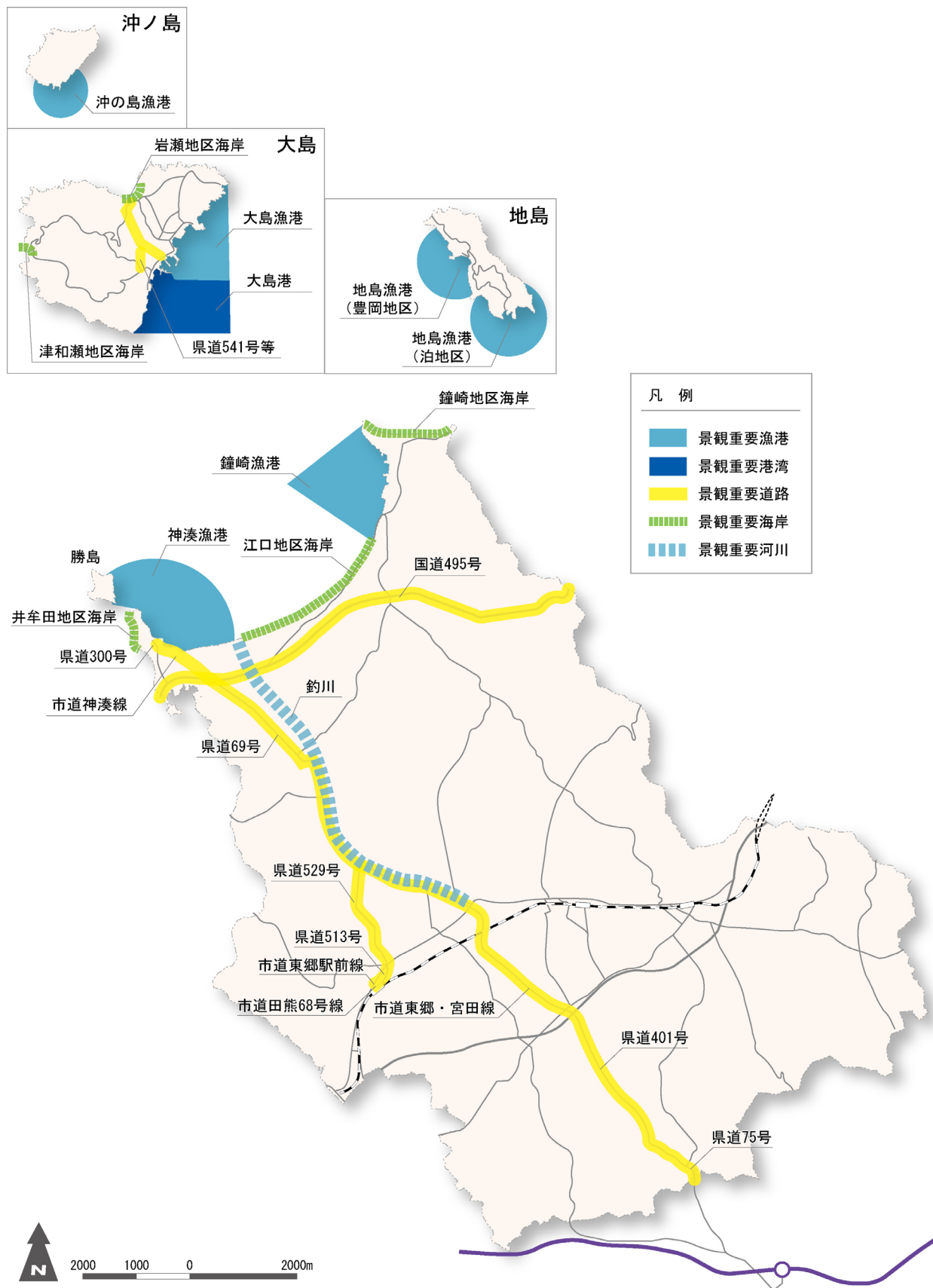
景観重要公共施設は、次の要件に当てはまる景観形成上重要な施設とします。

- ① 景観重点区域において特に重要な景観要素となる公共施設
- ② 景観重点区域内外の主要なアクセス軸またはその周辺の景観要素となる公共施設

### （2）景観重要公共施設の指定

| 種類     | 施設名                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観重要道路 | ○国道 495 号<br>○県道 75 号、401 号、69 号、300 号   ○市道東郷・宮田線、神湊線<br>（七又峠から宮田橋、東郷橋を經由し神湊港渡船ターミナルまでの区間）<br>○市道田熊 68 号線、市道東郷駅前線、県道 513 号、529 号<br>（東郷駅北口駅前広場から亀石橋までの区間）<br>○県道 541 号   ○市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線<br>（大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間） |
| 景観重要河川 | ○釣川（東郷橋から河口までの区間）                                                                                                                                                                                                                |
| 景観重要海岸 | ○江口地区海岸   ○鐘崎地区海岸   ○井牟田地区海岸<br>○岩瀬地区海岸   ○津和瀬地区海岸                                                                                                                                                                               |
| 景観重要港湾 | ○大島港                                                                                                                                                                                                                             |
| 景観重要漁港 | ○沖の島漁港   ○大島漁港   ○地島漁港（泊地区・豊岡地区）<br>○神湊漁港   ○鐘崎漁港                                                                                                                                                                                |

## ■ 景観重要公共施設位置図



### (3) 整備に関する事項等

景観重要公共施設ごとの整備に関する事項及び許可の基準を以下のように定めます。

#### ①景観重要道路

##### a) 景観重要道路の整備に関する事項

景観重要道路の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、歴史・観光軸の一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

##### b) 景観重要道路における許可の基準

景観重要道路内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
  - ・ 標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。
- (2) 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

#### ②景観重要河川

##### a) 景観重要河川の整備に関する事項

景観重要河川の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、河川軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

##### b) 景観重要河川における許可の基準

景観重要河川内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

### ③景観重要海岸

#### a) 景観重要海岸の整備に関する事項

景観重要海岸の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、海岸軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

#### b) 景観重要海岸における許可の基準

景観重要海岸内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
  - ・ 航路から見たときに、海岸施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

### ④景観重要港湾

#### a) 景観重要港湾の整備に関する事項

景観重要港湾の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

#### b) 景観重要港湾における許可の基準

景観重要港湾内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
  - ・ 航路から見たときに、港湾施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

## ⑤景観重要漁港

### a) 景観重要漁港の整備に関する事項

景観重要漁港の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、漁港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

### b) 景観重要漁港における許可の基準

景観重要漁港内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
  - ・ 航路から見たときに、漁港施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

### 3. 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札、広告塔・広告板・建物などに掲出や表示されたものなどを指します（屋外広告物法第2条第1項）。

本市では特に、沿道エリアの国道3号や市街地エリアの旧国道3号沿いにおいて、店舗や商業施設が集積しているため、数多くの屋外広告物が連続的に設置されています。

経済活動との両立を図りつつ、屋外広告物が沿道利用者にとって見やすいものであるとともに、背景となる街なみなどとも調和し、賑わい感を保ちながらも秩序ある沿道景観を形成するため、屋外広告物の表示等に関する基本方針及び行為の制限に関する事項を以下のとおり定めます。

#### （1）屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物は、建築物等と同様に良好な景観を形成するために重要な要素であることから、本計画における建築物等の景観誘導と連携した屋外広告物の規制・誘導を推進します。

そのため、市民や事業者の意識啓発や自主的な独自ルールづくりを促す取組みを進めるとともに、「宗像市屋外広告物条例」により、景観計画区域である市全域において屋外広告物の表示等に対する制限を行います。特に景観重点区域においては、区域の特性に応じて大きさ、高さ、色彩等の基準を定めます。

#### （2）屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

以下の要件に基づいて、「宗像市屋外広告物条例」における許可基準を定めます。

#### ■屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

| 項目       | 要件                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告の規模、数量 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 周辺の街なみや背景となる山なみから突出しない大きさ、高さとする。</li><li>・ 隣接する屋外広告物との関係性に配慮する。</li><li>・ 複数の広告物の無秩序な設置を避け、できる限り集約化し、設置箇所を最小限にとどめる。</li><li>・ のぼり旗等の簡易な広告物の過度な設置を避ける。</li><li>・ 景観重点区域については、大型の屋外広告物は極力設置しないよう努める。</li></ul> |
| 広告のデザイン  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域特性や周辺の景観と調和したデザインとする。</li><li>・ 建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠については、当該建築物、工作物との調和を図る。</li></ul>                                                                                                                      |

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 推進組織の構築

本計画に基づく景観形成を各主体間の協働により、総合的かつ実効的に推進していくため、次のような組織を構築していきます。

#### ■景観アドバイザー

- 構成：建築設計、土木設計、都市デザイン、色彩計画、屋外広告物、文化財などの専門家
- 主な役割：
  - 景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に係る技術的指導・助言
  - 景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に係る適合審査に対する意見答申
  - 公共施設の整備に関する技術的指導・助言
  - 景観形成ガイドラインに関する指導・助言
  - その他良好な景観の形成に関する技術的指導・助言

#### ■景観審議会

- 構成：学識経験者、関係団体代表、景観アドバイザー代表、市民公募など
- 主な役割：
  - 景観まちづくりプランの変更に係る調査審議
  - 景観計画の変更に係る調査審議
  - 準景観地区の指定・変更に係る調査審議
  - 景観法・景観条例に基づく勧告・命令等に係る意見答申
  - その他景観施策に係る重要事項の調査審議

#### ■景観まちづくり推進協議会（仮称）

- 構成：コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政など
- 主な役割：
  - 景観まちづくりに関するネットワークづくり
  - 景観まちづくり活動に関する情報共有・調整・連携
  - 景観に関する啓発事業の企画

#### ■「宗像・沖ノ島と関連遺産群」景観デザイン会議（仮称）

※福岡県・福津市との共同設置

- 構成：宗像市・福津市景観審議会代表、景観アドバイザーなど
- 主な役割：
  - 緩衝地帯に関わる公共施設の整備等に関する指導・助言

### 2. 景観アドバイザー派遣制度の創設

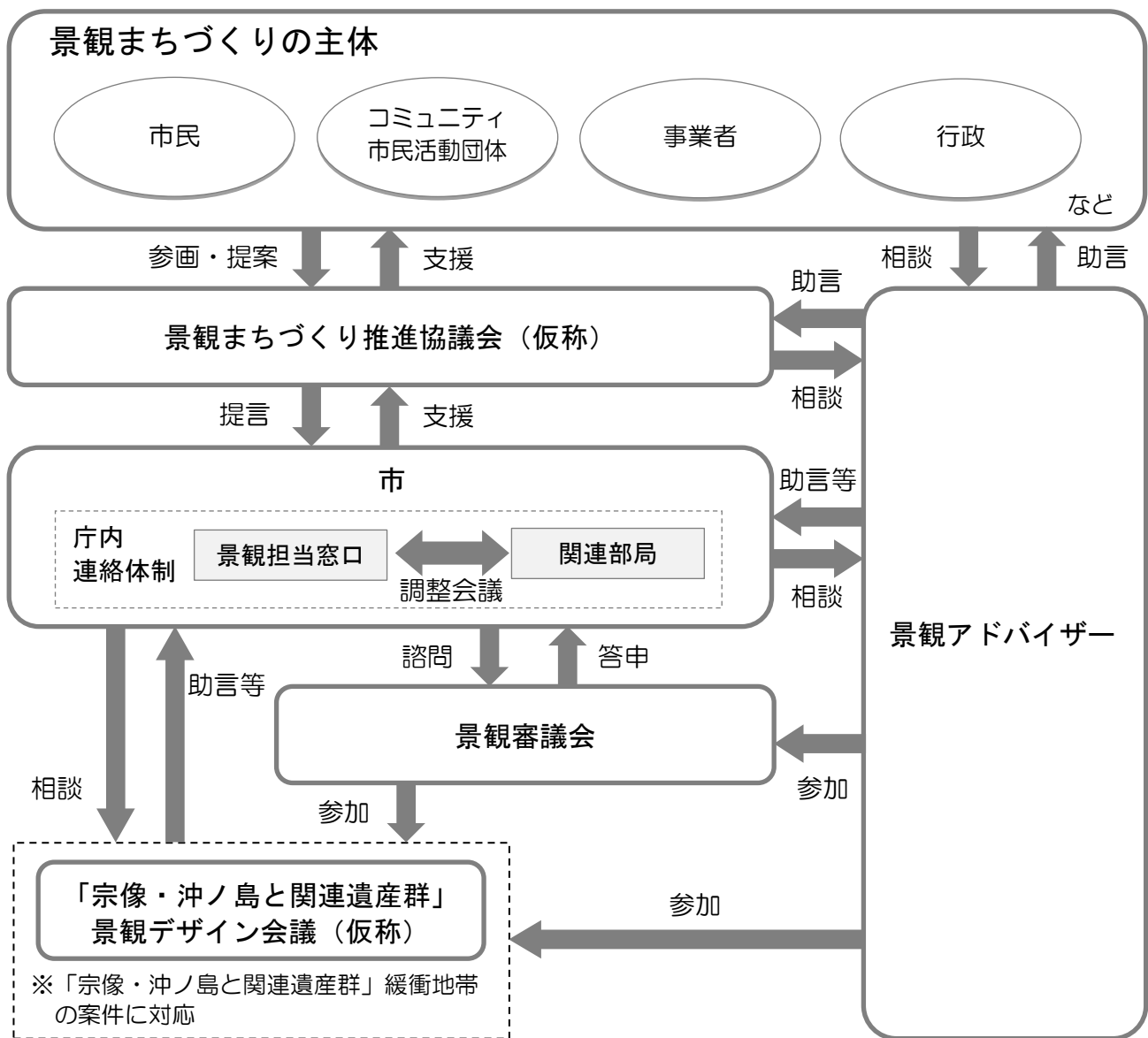
本計画の景観形成方針を踏まえて、市民や事業者が、小さな街区や向こう三軒両隣など、地域の生活者として良好な景観を形成する上で必要な単位ごとに景観形成のルールづくりを行う自主的な取組みを支援する仕組みを構築します。

具体的には、景観アドバイザーを、希望する住民や団体、事業者へ派遣することにより、次のような支援を行います。

- 景観法に基づく景観協定や独自の景観ルールづくりに関するアドバイス
- 建築物や工作物、屋外広告物のデザインに関するアドバイス
- 景観・屋外広告物に関する勉強会、研修会

景観アドバイザー派遣制度が広く活用されることにより、地域主導の景観形成を促すとともに、景観法に基づく景観協定の締結や、将来的な景観計画の変更につなげていくことを目指します。

■推進体制図



## 宗像市景観計画

平成26年7月  
(平成27年9月変更)

宗像市都市建設部都市計画課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940-36-1484 FAX 0940-37-1242

URL : <http://www.city.munakata.lg.jp>